

営繕工事における猛暑を考慮した適正な工期設定の運用について Q&A

沖縄県土木建築部

Q1. WBGT値が31以上を示した日に、作業を行ってはいけないのか。

A1

一般的な熱中症対策を行い、作業場の環境を快適に整えた場合は作業を継続することは可能です。

Q2. 熱中症対策を行いWBGT値が31以上で作業を行った場合は作業不能日数として計上されるのか。

A2

作業を行った場合は作業不能日数の対象となりません。

Q3. 「工期の変更に係る取扱い」に「契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定」とあるが、記録が必要なのか。

A3

日報等の記録で確認が必要になります。工期を変更する場合は、標準仕様書 1.2.1 実施工程表(3)に従い、実施工程表を直ちに變更し、監督員の承諾を受けてください。

Q4. 工期中に実際に発生した日数が、工事発注当初に見込んでいた日数と著しく乖離する場合は變更できるとあるが、「著しく乖離の場合」とはどのような場合のことか。

A4

環境省が観測し公表する WBGT 値が 31 以上となった日数(算定値)が、現場説明書等に記載された工事当初に見込んでいた作業不能日数を大幅に超え、工期を延長しなければ休日作業又は残業業務が必須となってしまう場合のこととなります。

Q5. 猛暑による作業不能日数は週休2日制度の休日に算入できるのか。

A5

猛暑による作業不能日数は、猛暑時(WBGT 値 31 以上)の時間帯の合計を日数に換算していますので、この換算日数をそのまま週休2日の休日に採用することはできません。週休2日の休日はあくまでも、現場閉所(1日を通して現場が閉所)又は現場休息(1日を通して現場作業が無い状態)です。

Q6. 工事現場の近傍の観測地点が2か所(直線距離がほぼ同じ)ある場合はどうするのか。

A6

工事現場近傍の観測地点が複数ある場合は、猛暑日数が多い観測地点を採用してください。

Q7. 近傍の観測地点での指数ではなく、現場にWBGT 測定器を設置し、数値がWBGT値31 以上となった時間帯は猛暑による作業不能日数の算定の対象になるのか。また、現場にWBGT 測定器を設置した場合は、設置費用を追加変更できるのか。

A7

当該現場における現場作業時間において ISO7243 /JISB8504 や JIS B 7922 の測定器を使用し、時間毎に記録したものは算定の対象となり得ます。※工期変更の根拠資料となりますので、機器の確認と記録の取り方については監督員と事前協議を行って下さい。

なお、測定器の設置の費用は共通仮設費率及び現場管理費率等に含まれています。

Q8. 室内が主な工事、足場内が主な工事等の場合はどこで、どのように計測するのか。

A8

環境省の熱中症予防情報サイトを用いない場合は、実際の作業環境に近いところで計測してください。ただし、外部足場内の作業時の計測は、屋外での計測方法によることとします。

Q9. 作業を行うかどうか、その時にならないと判断できないのか。

A9

環境省の熱中症予防情報サイトには、全国約 840 地点について「今日」・「明日」・「明後日」の 3 時間ごとの暑さ指数(WBGT)の予測値が提供されています。ただし、この予測値は「猛暑による作業不能日数」の対象となりませんので、ご注意ください。